ＨＰ版

令和８年９月７日　定例教育委員会　会議録			
１　開催日時及び場所			
・令和８年９月７日（月）　14 時 30 分　～　15 時 53 分			
・1703 会議室			
２　出　席　者			
教育長	堀　　貴　雄	事務局職員	
委　員	村　上　啓　雄	副教育長	平　野　昌　彦
委　員	打　江　記　代	教育次長	高　木　　岳
委　員	吉　田　香央里	義務教育総括監	浅　井　孝　彦
委　員	木　下　貴　子	教育総務課長	小　川　修　史
		教育総務課教育主管	安　部　博　貴
		教育総務課教育主管	尾　石　光　正
		義務教育課長	吉　村　嘉　文
		義務教育課教育主管	武　藤　広　朗
		高校教育課長	山　本　　文
		高校教育課教育主管	高　橋　範　行
		特別支援教育課長	垣　添　奈　巳
		教育研修課長	有　尾　隆　宏
		体育健康課長	日 下 部　　光
		学校安全課長	大 和 谷　　淳
		学校安全課生徒指導企画監	古　家　幸　司
		教育管理課長	中　野　嘉　章
３　議事日程等			
議第１号、議第３号、事務局報告（１）、（２）について、非公開とすることを決定			
４　会議録			
令和８年８月 21 日開催の定例教育委員会の会議録を承認			
５　審議の概要			
別添のとおり			

ＨＰ版

会　　議　　録

発　言　者	発　　言　　内　　容
議第２号　岐阜県教育職員免許法施行規則の一部改正について	
義務教育課長	本件は、岐阜県証紙条例の廃止及び教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定整理を行うものである。 改正は２点ある。 １点目は、岐阜県証紙条例の廃止に伴い、10 月１日から、県証紙が使用できなくなるため、各種様式を改正するものである。具体的には、県証紙を添付する欄を削除することになる。 ２点目は、教育職員免許法施行規則の改正に伴い、文言を整理するものである。具体的には、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に改めるものである。これは、高等学校の臨時免許を受けている者が、高等学校第１種免許取得に必要な単位の内容を説明する文言の変更になる。 資料５ページから 11 ページは新旧で対応させた様式や文言の変更点になる。
教　育　長	２点目の根拠は何か。
義務教育課長	「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する政令、省令の施行等について」という文部科学省総合教育政策局長から出された通知文である。
教　育　長	議第２号について、挙手により採決する。
教　育　長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告 **（３）　教職員の働き方改革の取組状況について** **（４）　岐阜県における全国レベルの表彰について** **（５）　令和８年度教育委員行事予定について**	
教育管理課長	資料中の取組事項の冒頭に記載している「◎」は今年度新たに開始した取組を、「○」は今年度拡充した取組を示している。 まず、大項目「１　長時間勤務・多忙化の解消に向けた取組の推進」について、本プランでは、時間外勤務の上限時間として設定している「月 45 時間」を超えないことを目指し、特に「月 80 時間」を超える教職員をゼロとすることを最優先として、取組を推進している。 「（２）業務内容の不断の見直し」の２つ目の項目「◎」については、健康管理業務の効率化を図るため、教職員の健康情報を一元管理するシステムの導入準備を進めており、10 月から稼働する予定である。 次に、２ページの「（３）部活動指導に係る負担軽減」について、１つ目の項目では、部活動指導を補助する「部活動アシスタント」や、単独で部活動の引率が可能な「部活動指導員」の配置を推進している。また、その下の「（４）学校を支える体制の整備」の１つ目の項目では、会計やデータ入力等の業務を支援する「教員業務アシスタント」など、外部人材の積極的な配置を推進している。 次に、大項目「２　ハラスメントとメンタル不調等」について、次ページの「（２）教職員の心身の健康づくりの支援」の２つ目及び３つ目の項目では、ストレスチェックの重要性や必要性について意識啓発を図るとともに、受検しやすい日程で実施している。また、高ストレス者と判定された者については、専門医との面談を勧奨することを徹底

ＨＰ版

	している。 　続いて、４ページの大項目「４　市町村教育委員会の取組の働きかけ」の４つ目の項目並びに５つ目及び６つ目の「○」については、副校長・教頭の業務を支援する人材やスクールサポートスタッフ等の外部人材の配置支援、小学校における専科指導教員の拡充など、「チーム学校」による教職員の負担軽減を一層推進している。 　次に、資料５ページの「教員の時間外在校等時間の状況」について、本年４月から６月までの３か月間の状況を示している。 　まず、最上段の月別平均の時間外在校等時間について、右端の「３か月平均」を見ると、４つの校種すべてにおいて、昨年度より減少している。一方、２番目の時間外在校等時間が月 80 時間を超える者の表を見ると、小学校及び中学校では該当者数が昨年度よりやや減少しているものの、高校及び特別支援学校では昨年度よりやや増加している。時間外在校等時間が月 45 時間を超える者については、高校、小学校及び中学校では、該当者数が昨年度よりおおむね減少している一方、特別支援学校では、４月の人数などを見ると、やや増加している状況にある。 　今後も、プランの取組状況及び時間外在校等時間の状況を継続的に確認するとともに、学校訪問等を通じて現場の意見を聴取しながら、教職員の働き方改革に係る取組を着実に推進していく。
打江委員	教職員の働き方改革プランは、よい取組だと思うが、現場の先生方はこのプランに対して、どのようなことを思っているのか。
教育管理課長	プランそのものに対する感想というのは、聞けていない。ただ学校訪問で先生方の話を聞くと、例えば、デジタル採点システムの活用によって業務が減ってありがたいという話は聞いている。 　委員のご指摘も踏まえ、今後の学校訪問でプランそのものに対する受け止め方も聞いていきたい。
教育総務課長	岐阜県における全国レベルの表彰について報告する。 　はじめに文化部門について紹介する。 　令和８年度全国高等学校社会科学・郷土研究発表神奈川大会、公共・政策部門において、県立関高等学校の地域研究部が最優秀賞を受賞した。また、第 50 回全国高等学校総合文化祭において、美術・工芸部門、パレード部門、将棋部門男子個人戦で２人の個人と１つの団体が優秀な成績を収めた。 　次にスポーツ部門について紹介する。 　多くの個人、団体が優秀な成績を収めており、今回は全国優勝・１位のみを紹介する。全国高等学校総合体育大会における自転車競技大会、新体操、空手、ホッケー、フェンシング、定時制通信制の体育大会における柔道、中学校の体育大会における柔道、陸上でそれぞれ全国優勝・１位という優秀な成績を収めた。 　次にその他の部門について紹介する。 　第 21 回若年者ものづくり競技大会のメカトロニクスにおいて、県立岐阜工業高等学校の倉間　心さんと森　悠輝さんが厚生労働大臣賞を受賞したことをはじめ、ロボットソフト組込み、造園、IT ネットワークシステム管理において、４人の個人が優秀な成績を収めた。 　続いて、教育委員の皆様の行事予定表については、前回の会議から変更はない。
議第１号　教育に関する事務に係る予算（令和８年度９月補正）に対する意見について（非公開案件）	
教育に関する事務に係る予算（令和８年度９月補正）に対する意見について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
事務局報告（非公開案件）	

ＨＰ版

（１）　令和８年度全国学力・学習状況調査　中学校英語の結果について **（２）　いじめに関する重大事態の調査報告について**	
令和８年度全国学力・学習状況調査　中学校英語の結果について報告された。 いじめに関する重大事態の調査報告について報告された。 これらは、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
その他　意見交換	
村 上 委 員	インフルエンザが本格的な流行期に入りつつある。 先週、岐阜市内の中学校において学級閉鎖が発生しており、確認されたものはすべてＡ型である。 今年は流行が早く始まっていることに加え、現時点では小中学生の間で大きな流行には至っていないという特徴がある。患者の多くは高校生以上の年代であり、珍しい流行パターンとなっている。 流行の目安となる「1 医療機関当たりの 1 週間の患者数」は 1 人を超え、県全体で 1.2 人となっている。地域別では、岐阜地区が 1.1 人、中濃地区が 1.0 人、東濃地区が 0.6 人、飛騨地区が 0.3 人、西濃地区が 2.4 人となっており、特に西濃地区では流行がやや進んでいる状況である。 各小学校・中学校・高等学校においては、改めて手洗い等の基本的な感染予防対策を徹底するとともに、体調不良時の適切な行動について、今一度確認する必要がある。
議第３号　教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
教　育　長	全員賛成により原案のとおり可決する。
閉会	
15 時 53 分、閉会を宣言する。	